

令和2年7月1日

地方公務員共済組合制度における育児休業手当金  
及び介護休業手当金の追加支給について(ご案内)

既に報道等がなされておりますが、毎月勤労統計の再集計に伴い、育児休業手当金及び介護休業手当金の支給額に影響が出ることが確認されております。

つきましては、地方公務員等共済組合法における育児休業手当金及び介護休業手当金を受給されていた方のうち該当の方(給料又は標準報酬の月額が一定額以上であった方)については、追加支給が発生する可能性がございます。

そのため、対象となると思われる方については、下記の連絡先までご照会頂くようお願いいたします。

<対象となると思われる方>

- ・平成17年4月1日から平成31年3月17日までの期間(影響額がない平成23年8月1日から平成26年7月31日までの期間は除く)において育児休業又は介護休業を取得していた方で、熊本県市町村職員共済組合に育児休業手当金及び介護休業手当金を申請し受給されていた方のうち、給付上限相当額<sup>※</sup>として受給されていた方。
- ・上記のうち、平成17年4月1日から平成31年3月17日までの期間に育児休業手当金及び介護休業手当金を受給されており、現在も組合員である方は、共済組合で書類の確認ができますので、ご照会頂く必要はございません。

※給付上限相当額・・・賃金日額上限(厚生労働省告示)をもとに計算したもの。標準報酬日額が相当程度高い場合は、育児・介護休業手当金の算定において、標準報酬日額ではなく、給付上限相当額が用いられている。(別表参照)

<連絡先>

熊本県市町村職員共済組合保険課

T E L : 096-365-1900

(別表)

給付上限相当額を超える給料月額（標準報酬の月額）

期間	給料月額（標準報酬の月額）			
	育児休業		介護休業	
	一般職	特別職	一般職	特別職
H17.4.1～H17.7.31	346,390円	432,850円	346,390円	432,850円
H17.8.1～H18.7.31	339,570円	424,490円	339,570円	424,490円
H18.8.1～H19.7.31	340,890円	426,030円	340,890円	426,030円
H19.8.1～H20.7.31	339,350円	424,270円	339,350円	424,270円
H20.8.1～H21.7.31	337,370円	421,850円	337,370円	421,850円
H21.8.1～H22.7.31	335,610円	419,430円	335,610円	419,430円
H22.8.1～H23.7.31	327,690円	409,530円	327,690円	409,530円
H26.8.1～H27.7.31	340,890円	426,030円	340,890円	426,030円
H27.8.1～H27.9.30	341,110円	426,250円	341,110円	426,250円
H27.10.1～H28.7.31	標準報酬の等級第2 4 級 440,000円		標準報酬の等級第2 4 級	440,000円
H28.8.1～H29.7.31			標準報酬の等級第2 5 級	470,000円
H29.8.1～H30.7.31	標準報酬の等級第2 5 級		標準報酬の等級第2 6 級	
H30.8.1～H31.2.28	470,000円		500,000円	

育児（介護）休業手当金を受給されていた期間のご自身の給料月額または標準報酬の月額が、上の表の「期間」に対応する給料月額または標準報酬の月額以上であれば、給付上限相当額に相当する金額に基づく手当金の金額を受給している可能性があります。（追加給付の支給対象者である可能性があります。）

※H23.8～H26.7の期間は、追加給付の支給対象ではないので、表から除いています。

※今回の追加給付の支給は、「平成31年2月28日」までに、育児（介護）休業を終了された方が対象となります。